

令和4年度第1回 第18期横浜市文化財保護審議会 会議録	
日 時	令和4年7月12日（火）18時30分～20時00分
開催場所	横浜市役所18階会議室
出席者 （14名）	吉田会長、山本副会長、相澤委員、大野委員、大谷津委員、加島委員、久留島委員、高橋委員、手塚委員、西岡委員、藤原委員、水沼委員、御堂島委員、安室委員
欠席者 （3名）	服部委員、平野委員、星野委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
議 題	<p>1 議事</p> <p>（1）会長及び副会長の互選について</p> <p>（2）部会の設置及び所属委員の指名について</p> <p>（3）令和4年度文化財保護審議会及び部会の日程（案）について</p> <p>（4）指定文化財の指定について</p> <p>（5）指定文化財の解除について</p> <p>2 報告事項</p> <p>（1）令和4年5月現在の市内指定文化財等について</p> <p>（2）令和4年度文化財関連事業について</p> <p>（3）横浜市文化財保存活用地域計画について</p> <p>（4）指定文化財 木造日蓮聖人坐像（上行寺所蔵）の修理について</p>
決定事項	<p>1 議事（1）について、会長を吉田委員、副会長を山本委員とする。</p> <p>2 議事（2）（3）について、事務局案で承認。</p> <p>3 議事（4）について、諮問を受けた1件を横浜市指定文化財として指定することが適当である旨、意見の一致をみたので教育長あてに答申する。</p> <p>4 議事（5）について、諮問を受けた1件を横浜市指定文化財から指定解除することが適当である旨、意見の一致をみたので教育長あてに答申する。</p> <p>5 報告事項（1）（2）（3）（4）について、了承</p>
議 事	<p><開会></p> <p>進行：宮田生涯学習文化財課長</p> <p>議事の公開について 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条に基づき、公開とすることを確認した。</p> <p>鯉淵教育長あいさつ 鯉淵教育長よりあいさつを行った。</p> <p>第18期委員自己紹介 第18期委員の自己紹介を行った。</p> <p>文化財係職員紹介 令和4年度人事異動により新たに着任した職員を紹介した。</p>

1 議事

進行：宮田生涯学習文化財課長

(1) 会長及び副会長の互選について

委員から会長に吉田委員、副会長に山本委員を推薦する案が提案され、承認された。

(2) 部会の設置及び所属委員の指名について（以下、進行：吉田会長）

事務局から資料1、2について説明された。前期と同様、美術工芸部会、建造物部会、無形・民俗部会、記念物部会、考古部会、拡大考古部会、地域文化財部会、世界遺産部会の8つの部会を設置することを提案し、案のとおり承認された。

部会に所属する委員について、会長が指名し、了承された。また、各部会を担当する事務局職員を名簿配布により紹介した。

(3) 令和4年度文化財保護審議会及び部会の日程（案）について

事務局から、資料3について説明し、承認された。

(4) 指定文化財の指定について（資料4）

横浜市指定文化財の指定候補 建造物1件について審議された。

【指定有形文化財候補 永勝寺面掛如来堂】

建造物部会より説明がなされた。

- ・柱間三間、奥行き三間の比較的小型な仏堂で、正面に向拝を設けている。もろ折れ棧唐戸や舞良戸などの建具や彫り物は当初のものがよく残っている。

- ・軒桁より上は改修が認められるが、形は当初の形状を踏襲していると考えられる。

- ・第一間と第二間の間で床框が一段上がっている。現在は改造されているが、長押の痕を見ると縁側も堂内の段差に合わせて段差が設けられていたようだ。

- ・一方天井を見ると床面とは関係なく内陣、外陣が設けられている。外陣である部分が床面でさらに上段、下段に分かれているのが特徴的である。

- ・須弥壇周辺は明治45年に厨子を納める際に改修が施されているようだ。

- ・全体として改造は認められるものの、軒桁から下は本来の姿がよく残っていて、特に三間仏堂なのに床段差（上段構え）を持っているという点が神奈川県内の近世社寺建築でも類例がない。また、浄土真宗の三間仏堂というものも非常に少なく、十分指定の価値があるものと考えている。

■主な発言とそれに対する回答

大野委員より指定調書の誤記等修正箇所が説明されたほか、以下のような質問、意見があった。

（西岡委員）

- ・面掛如来は御本尊であると思うが、今本堂に安置されている面掛如来がもともとこのお堂に安置されていたということか。

（大野委員）

- ・本尊は別にあると聞いている。

(西岡委員)

・以前、横浜市歴史博物館の仏像展に出展されていたお像がこのお堂に安置されている、ということか。

(大野委員)

・その通り。

(西岡委員)

・参考までに、25年くらい前にこのお寺の宝物調査をしたことがある。このお寺はもともと鎌倉で一番古い浄土真宗のお寺で、麻布の善福寺から鎌倉時代中期に初めて鎌倉に入った誓海というお坊さんの遺跡で、浄土真宗のお寺としては関東で指折りの古いお寺である。戦国時代の初めに南関東の浄土真宗が追放されたときに鎌倉を追われて甲斐の国に移り、武田一門に列して長延寺という名前で大変活躍した有力な浄土真宗の一族。

その後、武田家の滅亡後にもとあったこの場所に戻ってきて、永勝寺という名前で再興されたということらしい。

そういう意味で、このお寺の性格は単なる田舎の檀家寺ではない。お堂が建てられた時期は浄土真宗の巡礼が盛んになった時期であるので、おそらく巡礼者のために聖徳太子像や面掛如来を御開帳するために建てられたお堂ではないだろうか。もしかすると奉加帳などがあれば江戸周辺の門徒からの寄付があったかもしれない。

古い資料はあまり残っていないが、総体的にお寺そのものが歴史的価値の高い存在かなと以前から思っていた。浄土真宗のお坊さんが甲斐の国へ避難している間も、聖徳太子像は現地に置かれて祀られていたこともあり、この場所へ戻ってこられたのかなと思う。

以前指定された栄区の正安寺のお像などにも、脇に後世の親鸞の名を記した銘文が刻まれている、そういったものを目当てに巡礼する人がたくさんいた、その名残ではないかと思う。

(山本副会長)

・指定名称は「面掛如来堂」でいいか。説明でも調書、資料でも全部「如来堂」となっているが。

(大野委員)

・お寺と協議し、「面掛如来堂」とした。

(山本副会長)

・趣旨は分かったが、通称を指定名称とすることは普通ないと思う。事務局はどう考えているか。

(宮田課長)

・担当委員と相談のうえ、検討する。

(山本副会長)

・指定名称の中にスペースが入ることも通常はないと思うので留意していただきたい。

・古来の単位を使う場合には漢数字表記の方が読みやすいように思う。

(相澤委員)

- ・名称については山本委員と同意見。指定名称に通称、俗称を使っていいかという問題はある。過去に横浜市では通称、俗称を用いて指定名称としていたという例があるのであれば、それでもいいと思う。ただ、このお堂は阿弥陀如来を祀る「阿弥陀堂」ではないか。「如来堂」では、何が祀られているお堂かわからない。「阿弥陀堂」であれば、阿弥陀堂建築の中でこういう位置を占めているということがわかると思う。

(宮田課長)

- ・指定名称について非常に重要なご指摘をいただいた。名称に関しては建造物部会とも相談の上、再度調整したい。本日は名称を除いた部分について了承をいただきたい。

審議の結果、横浜市指定文化財の指定についての諮問1件については、本審議会において、指定が適当である旨、答申された。

(5) 指定文化財の解除について(資料5)

横浜市指定文化財の指定解除候補 記念物1件について審議された。

【指定記念物 嶋崎金子稻荷社のタブノキ】

記念物部会より説明がなされた。

- ・タブノキは水をよく含んでいて火事を防ぐことで知られている。
- ・周辺に住宅地が広がっているので所有者が非常に心配したのだと思う。
- ・記念物部会としては、手入れをして樹勢を取り戻せる可能性があること、樹勢を取り戻せば枝葉が落ちることはないことを所有者へ伝えましたが、台風や大雨への不安から伐採された。
- ・この状態では樹冠を取り戻すこともできない。そのため、指定解除が適当であると判断した。
- ・本件タブノキは市内に残された最後の大きなタブノキであった。

審議の結果、横浜市指定文化財の指定解除についての諮問1件については、本審議会において、解除が適当である旨、答申された。

6 報告事項

(1) 令和4年5月現在の市内指定文化財等について
事務局から資料6について説明し、了承された。

(2) 令和4年度文化財関連事業について
事務局から資料7及び資料8について説明し、了承された。

(西岡委員) 金沢八景の権現山の公園整備が完成し、公園内の円通寺客殿についても解体復元修理が完成したと聞いているが、あの建物の文化財指定を可能であれば検討していただきたい。

(中鉢係長) 内容を精査、確認して行っていきたい。

(3) 横浜市文化財保存活用地域計画について
事務局から説明し、了承された。

(4) 指定文化財 木造日蓮上人坐像(上行寺所蔵)の修理について

	<p>事務局から資料9について説明し、了承された。</p> <p>(藤原委員) 先ほどのタブノキの件も同様だが、事務局に届出がないまま修理等が行われる場合が増えているので、所有者に対し制度説明や届出が必要なケースについて、紙面で周知してはどうか。</p> <p>(宮田課長) 改めて所有者の責務については周知したうえで、制度説明も重ねて行いたい。</p> <p>(山本副会長) この修理によって指定解除しなくていいのかという疑問もあるかと思うが、美術工芸部会にご相談いただいて、指定解除に至らないという結論を出している。彩色が失われたことは現状変更にあたるが、それが後補のものであったので、文化財の価値を著しくき損したとまではいえないというのが理由の一つ。もう一つは、納入品も含めて価値を認められており、納入品が失われたわけではないという点。これらに鑑みて、指定解除には至らないであろうと判断している。</p> <p>修理報告書は修理見積書の内容で修理内容が記載されていないので、再提出を求めてほしい。</p> <p>また、外部から資料写真を求められた際、市としてどのような写真を提供するのかという問題もある。(以前の写真は不適切である。) 方法は今後相談だが、新たな資料写真の撮影は必要ではないか。</p> <p><閉会></p>
資 料	令和4年度第1回第18期横浜市文化財保護審議会次第及び資料